

表彰に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本舞台音響家協会定款第4条第3項に基づき優れた舞台音響家を表彰するため、その運営並びに推薦、選考及び審査等に関する基本的事項を定め、これによって日本舞台音響家協会の表彰の円滑な運営と維持発展を図り、もって、舞台音響家の創作活動を適切に顕彰し、優れた舞台芸術作品を創造するうえでの指標とすることを目的とする。

(種類)

第2条 音響効果分野の先達である園田芳龍氏、加納米一氏の遺志により創設された基金により、演劇分野において優れた業績を残した舞台音響家に対して表彰する「園田・加納賞」を設ける。

2 音響分野の先達である八幡泰彦氏の遺志により創設された基金により、演劇を除いた分野において優れた業績を残した舞台音響家、並びに舞台音響の普及・発展・人材育成に寄与した舞台音響家を表彰する「明響賞」を設ける。

(運営)

第3条 本賞の運営その他の事務は、委員会の設置に関する規程第2条に基づき設置される表彰委員会がこれを統括する。

(応募・推薦)

第4条 「園田・加納賞」は、選考対象期間中に上演された演劇とそれに類する舞台作品で、効果音等を使った音響プランまたはオペレートにおいて優れた業績を残した舞台音響家を、第5条に定める推薦委員が推薦書に記入して推薦することを基本とするが、自薦も受け付けるものとする。

2 「明響賞」は、舞台音響の普及・発展・人材育成に寄与した舞台音響家、並びに選考対象期間中に演劇分野以外において優れた業績を残した舞台音響家を、第5条に定める推薦委員が推薦書に記入して推薦する。但し、演劇分野以外において優れた業績を残した舞台音響家については、自薦も受け付けるものとする。

3 自薦の場合も、自ら推薦者を立て、推薦書に記入して応募するものとする。尚、舞台稽古を含む上演期間中に鑑賞が可能な場合は推薦書に明記し、事務局にもその日時等を伝えること。

4 候補者は自薦、他薦に関わらず本法人所定の応募用紙に必要事項を記載し、以下の書類を添えて第8条に定める期限までに推薦委員会へ提出するものとする。

(1) チラシ・パンフレット等、第7条第2項に定める期間を証明できるもの

(2) 台本、音響デザイン等に関する資料

(3) 上演作品を収録した映像または音声の資料

(4) 「明響賞」における舞台音響の普及・発展・人材育成への応募では、舞台音響の普及・発展・人材育成に寄与したと判断できる資料

(推薦委員)

第5条 舞台芸術に関して見識が豊かな推薦者を外部の舞台芸術関係者及び本法人の正会員(個人会員及び名誉会員)の中から委嘱し推薦委員とする。

2 推薦委員の総数は、「園田・加納賞」「明響賞」それぞれ5名以上20名以下とする。

3 「園田・加納賞」と「明響賞」の推薦委員を重複して差し支えない。

(審査委員会)

第6条 自薦または推薦委員により推薦された舞台音響家に対する選考及び審査等を行なう機関として、表彰委員会内に審査委員会を設置する。

2 審査委員は、表彰委員会が本法人の正会員(個人会員及び名誉会員)及び外部の舞台芸術関係者から委嘱し、本法人の理事または監事を含めるものとする。

3 審査委員の総数は、5名以上12名以下とする。

4 審査委員長は、審査委員の中から選任する。

5 審査委員の任期は、3年間とし、再任を妨げない。

6 審査委員長の任期は、3年間とし、再任を妨げない。

(期間等)

第7条 「園田・加納賞」「明響賞」は、毎年1回受賞者を決定し、これを表彰する。

2 本賞に応募・推薦することができる候補者は、本賞の授賞式を行なう年の前年の4月1日から当年の3月31日までの期間に上演された舞台芸術作品を手掛けた舞台音響家とする。但し、「明響賞」における舞台音響の普及・発展・人材育成等の候補者については特に期間を定めないこととする。

(応募・推薦期限)

第8条 「園田・加納賞」「明響賞」の応募・推薦期限は、原則として、前条の期間最終日の翌日から起算して1か月以内(4月30日まで)とする。

(本賞及び副賞)

第9条 「園田・加納賞」「明響賞」の本賞は賞状とし、副賞は賞金5万円と記念品とする。

2 副賞及び記念品の資金は、故園田芳龍氏及び故加納米一氏より本法人の前身である日本演劇音響効果家協会へ寄贈されたもの及び加納登久子氏より本法人へ寄贈されたもの、並びに故八幡泰彦氏より寄贈されたものを財源とする。

3 前項の資金は、使途特定寄付金等により増額できる。

(審査)

第10条 審査委員は審査委員会で推薦された候補者について5点評価で点をつけ、合計点の一番高い候補者を第一候補者として協議し、受賞者を決定する。

2 審査委員長は、前項の審査結果の内容を表彰委員会に報告し、表彰委員長は、これを理事長に報告する。

(発表)

第11条 本賞の受賞者の発表は、表彰委員会が授賞式等において行なう。

2 授賞式は、本法人の定時総会において開催するよう努めるものとする。

3 受賞者の紹介及び受賞理由については、本法人が刊行する協会誌、Web サイト、その他の媒体に掲載し広く公表するものとする。

(賞の取り消し)

第12条 受賞決定後、その受賞者において品位を害する重大な行為があった場合、賞を取り消すことがある。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議において行なう。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 30 年 5 月 8 日に一部を改訂する。
- 3 この規程は、平成 30 年 11 月 15 日に一部を改訂する。
- 4 この規程は、平成 30 年 11 月 30 日に一部を改訂する。
- 5 この規程は、令和 4 年 3 月 22 日に一部を改訂し、令和 4 年 10 月 6 日から施行する。
- 6 この規程は、令和 5 年 3 月 6 日に一部を改訂する。
- 7 この規程は、令和 6 年 11 月 11 日に一部を改訂する。
- 8 この規程は、令和 8 年 6 月 17 日に一部を改訂する。